

若者サポートステーション 進路相談会



就職や進学に不安を感じている15～49歳の方とその家族を対象に個別相談会を実施します。申し込み不要。
日時 4月11日(土)9時半～12時半
場所 オートピア3階 グループ室5
詳 こうち若者サポートステーション ☎844-3411

60歳以上の「もっと働きたい」を応援します



仕事探しや応募書類作成のお手伝い等、再就職を無料で支援します。
対象 60～70歳で在職中または離職後1年以内の方
申込 詳しくはホームページをご覧ください。お問い合せください。
詳 (公財)産業雇用安定センター 高知事務所 ☎861-3011

遺言・相続に関する無料法律相談会

遺言書や相続、その他なんでも弁護士が相談に応じます。詳しくは、お問い合わせください。申し込み不要。
日時 4月14日(火)13時半～16時(1組20分程度)
場所 高知共済会館3階 会議室(本町5-3-20)
詳 高知弁護士会 ☎822-4852

緑の募金にご協力ください



毎年3月1日～5月31日は、春期「緑の募金強化期間」です。寄せられた募金は、県内の森や緑を守り、増やすための活動や子どもたちの森林環境学習、体験イベント等に役立てています。募金箱は、新エネルギー・環境政策課(本庁舎5階)の窓口や量販店、金融機関等に設置されています。ご協力をよろしくお願いします。
詳 高知県森と緑の会高知市支部(新エネルギー・環境政策課内) ☎823-9209

就職に関する無料相談



専任のキャリアコンサルタントが、就職に関する相談や求人情報の提供、紹介状の発行、適性検査、応募書類の作成指導など、その方に合った就職支援を行います。
対象 求職中の方
日時 相談は1人1時間程度(①10時半～②13時半～③15時～)
場所 第二庁舎2階 無料職業紹介所相談室(個室)(本町5-1-45)
申込 電話にて要予約。
詳 産業政策課 ☎823-9456

放置自転車等返還手数料が変わります



放置自転車等の抑制を図るため、4月1日(水)から放置自転車等返還手数料を改定します。歩道や路上に放置されている自転車等は、通行人にとって迷惑となりますので、近くの駐輪場に停めるようにしましょう。
▶自転車は1台当たり1,000円から2,500円に改定。
▶原動機付自転車は1台当たり2,000円から5,000円に改定。
※4月1日(水)以降に撤去した車両に適用
詳 くらし・交通安全課 ☎823-9487

春の全国交通安全運動

4月6日(月)～15日(水)は春の全国交通安全運動期間です。春は入学を機に、子どもたちが保護者と離れて行動する機会が増え、子どもが巻き込まれる交通事故が増加します。ドライバーの皆さんは、慎重な運転を心掛けましょう。また、子どもが正しい交通ルールを理解するためにも、大人が交通ルール遵守の手本を示すことも大切です。運転時はもちろん、歩行時や自転車運転時にも交通ルールを守るようにしましょう。
詳 くらし・交通安全課 ☎823-9487



総合労働相談



社会保険労務士が労務関係全般の相談に応じます。
対象 市内在住の方など
日時 4月14日(火)18時半～20時半
場所 勤労者交流館(丸池町1-1-14)
申込 4月12日(木)までに、電話で。
詳 勤労者交流館 ☎883-2244



ひとり親家庭自立支援給付金



◆自立支援教育訓練給付金
雇用保険制度の教育訓練給付の対象講座を受講する場合、教育訓練費の一部を支給します。ただし、受講開始前に申請および決定が必要です。
◆高等職業訓練促進給付金
看護師等の特定の資格を取得するため、養成機関において一定以上のカリキュラムを修業している方に対し、生活費の一部を支給します。課税状況により、支給額に違いがあります。
◆高等職業訓練修了支援給付金
修業開始日と修了日に支給要件を満たしている方が、看護師等の特定の資格を取得するために養成機関の課程を修了した際、一時金を支給します。課税状況により、支給額に違いがあります。
対象 ひとり親家庭の父母
詳 子育て給付課 ☎823-9447

アビリンピック高知大会



障害のある方々が日ごろの仕事や学びで培った技能を競い合います。出場についての詳細などはお問い合わせください。
日時 ①6月27日(土)9時～12時
②7月4日(土)13時～16時
場所 ①龍馬デザイン・ビューティ専門学校(旭町2-22-58)
②ポリテクセンター高知(棧橋通4-15-68)
申 詳 (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 高知市支部 ☎837-1160

国民年金保険料の学生納付特例制度



20歳以上の学生は、国民年金保険料の納付が申請によって猶予され、10年以内であれば追納できます。猶予が承認された期間は受給資格期間に含まれますが、追納しないと年金額には反映されません。
対象 本人の前年の所得が、一定以下の20歳以上の学生(一部対象でない学校・課程あり)。
申請の対象期間 ▶申請月の2年1ヵ月前～令和9年3月分
ほか マイナンバーカードをお持ちの方は電子申請ができます。窓口でお手続きの場合は、申請に必要な物等を事前にお問い合わせください。
申 詳 高知東年金事務所 ☎831-4430、高知西年金事務所 ☎875-1717、中央窓口センター国民年金担当 ☎823-9439、電子申請については、ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004または ☎03-6630-2525

住所および世帯の変更届け出は14日以内に



住所や世帯に変更があった場合、変更があった日から14日以内に届け出が必要です。本人確認書類(マイナンバーカード等)を持参し、中央窓口センターまたは各地域の窓口センターへ月～金曜日(祝日を除く)の開所時間内にお越しください。代理人は委任状が必要です。
詳 中央窓口センター ☎821-9406



各種障害手当額改定のお知らせ

4月分から金額が増額されます。なお、施設へ入所した場合(全受給者)や3ヵ月以上入院をした場合(特別障害者手当受給者)は、届け出が必要ですので、連絡をお願いします。

| | 変更前(月額) | 変更後(月額) |
|------------|----------|----------|
| 特別障害者手当 | 2万9,590円 | 3万450円 |
| 障害児福祉手当 | 1万6,100円 | 1万6,560円 |
| 経過的福祉手当 | 1万6,100円 | 1万6,560円 |
| 特別児童扶養手当1級 | 5万6,800円 | 5万8,450円 |
| 特別児童扶養手当2級 | 3万7,830円 | 3万8,930円 |

詳 障がい福祉課 医療福祉担当 ☎823-9053

はり・きゅう・マッサージ 施術費の助成



対象 ①過年度の国保料を滞納していない世帯に属する満65歳以上の高知市国保被保険者②過年度の保険料を滞納していない後期高齢者医療被保険者
助成 1回600円、年度内15回以内。一度の申請で5回分の施術券を発行します。指定を受けている施術所・訪問サービスでの保険適用外の施術に限り利用できます。
申請 年度内の初回申請は、保険医療課または各地域の窓口センターで。窓口センターの場合、施術券は後日郵送。2回目以降は保険医療課で①②それぞれの電話で受け付け。
申 詳 〒780-8571 本町5-1-45 本庁舎1階 ①保険医療課 給付担当 ☎823-9359、②保険医療課 後期高齢者医療担当 ☎823-9380

患者等搬送乗務員 適任者講習・定期講習



患者等搬送業務に必要な知識および技能を習得するための講習(適任者講習)と、乗務員の応急手当技能を適切に管理するための講習(定期講習)を実施します。
対象 適任者講習▶満18歳以上で患者等搬送業務に従事する方、またはその予定者。定期講習▶患者等搬送乗務員適任証の有効期限が6月14日(日)以降の方
日時 適任者講習▶6月7日(日)、14日(日)、21日(日)9時～17時(3日間全ての受講必要)。定期講習▶6月14日(日)9時～12時
場所 北消防署2階 講習室(秦南町1-4-63-22)
定員 若干名
申込 4月20日(月)～5月22日(金)に直接。
ほか テキストは各自持参。公共交通機関をご利用ください。
申 詳 〒780-0850 丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター5階 消防局救急課 ☎871-7511



住宅・空き家・ブロック塀に関する補助

住宅の耐震改修や解体の費用

対象 昭和56年5月31日以前に着工された住宅(戸建て、長屋および共同住宅など)の耐震化、解体
※耐震改修の上限額を125万円に引き上げます。

補助金額 ▶①耐震診断…無料(木造のみ)
②補強設計…上限20万5,000円(非木造は30万円)
③耐震改修…上限125万円(工事費×80パーセント)
④解体補助…上限30万円(木造のみ)(工事費×23パーセント)
申請受け付け ▶①～③4月1日(水)から、④4月16日(水)から



倒壊等の危険性がある空き家の解体費用

対象 昭和56年5月31日以前に着工され、住宅等が立ち並ぶ地域または避難路沿いにある空き家で倒壊等の危険性があるもの

補助金額 ▶上限164万5,000円で、①工事費×80パーセント、
②2万2,000円×延床面積×80パーセントのいずれか少ない金額
申請受け付け ▶4月16日(水)から

コンクリートブロック塀等の改修費用

対象 避難路沿いにある補強コンクリートブロック塀、鉄筋コンクリート塀、組積造の塀で倒壊の危険性が高いもの

補助金額 ▶上限20万5,000円で、①工事費×3分の2、②8万円×塀の長さ(メートル)×3分の2のいずれか少ない金額
申請受け付け ▶4月1日(水)から
申 詳 建築指導課 ☎823-9470

